

法令改正に関する日本語の処理

佐藤雅之 (日本科学技術情報センター)
岡本哲也 (電気通信大学)

はじめに

法令検索(法律情報検索)には、法令用語検索、該当条文検索、関係条文検索、改廃経過検索、判例検索などがある。現在改米で発表されているいくつかの実用システムは、基本的には文献検索の技法と準用している段階にある。本研究は、改廃経過の検索に関連して、既存の法律(被改正令)が、その一部の改正を目的とする法令(一部改正令)に基づき改正される場合において、改正の内容と規定する文(改正の柱書)が慣習的に定まった書式と用語で書かれているため高度の構文分析・意味分析を必要としない点に着目し、実用化を目標に、法令の改正と改廃経過(改正の種類、年月日、法律番号)の蓄積を行なうシステムを作成することを目的としている。システムは、被改正令の構造決定、一部改正令の解釈、新しい法令の生成と改廃経過の蓄積、新法令と改廃経過の出力の4つのプログラムからなる。

今回は、標本として『大気汚染防止法』(昭和四十三年法律第九十七号、約12800字)と『大気汚染防止法の一部を改正する法律』(昭和四十五年法律第百三十四号、約13400字)を遡って実験し(東大計算機センター HITAC 8800, 8700 使用)、前期の結果を得た。以下、法令の定義、システムの概要、実験結果について報告する。

1. 法令の種類と形式

法令の種類と形式について『法制執務提要(佐藤達夫編)』に従って述べ、いくつかの定義を行なう。

法令とは、本報告では、成文法に限り、しかも、条約を除いた国内法だけの意味に用いる。憲法は法令の最頂上に位置するが、憲法以外の法令には、まず憲法の規定に基づき国会の制定する法律、各議院の制定する議員規則、内閣の制定する政令、裁判所の制定する裁判所規則、地方公共団体の制定する条例などがある。

この他に、憲法には特別の定めがなくとも、国家行政組織法や地方自治法という法律による法令として、各省大臣の発する省令、普通地方公共団体の長の制定する規則などがある。

制定される法律の種類としては、今まで法律が規定してなかった事柄について、新たに準則を設ける、いわゆる新制定の法律、既存の法律を廃止するための法律、既存の法律の全部または一部を改正するための法律などがある。

既存の法律の一部を改正する法律は施行と同時に既存の法律の一部を改正するという形その中に溶け込んでしまう。

法令(被改正令)の構造 法律は一定の形式に従って文書に作成され所定の目録を経て公布される。法律は、題名、本則、附則の部分で普通構成されるが、本則の条数が多いため章、節などで区別されるものには目次を付し、また必要に応じて別表を置くこともある。法令の公布の際には法令番号が付され、法律および政令にあっては天皇の公布文が付される。

公布文は法令を公布する旨の公布者の意志を表明する文書で、法令そのものの

一部を存するものではない(法令番号も同様)。法令番号は法令の種類および制定者の別に従って、歴年ごとにつけられる。題名は現在では原則として法令につけられるが、その配字は初字はオベで第4字目とし、2行目もしくは3行目にある場合には2行目、3行目の初字も第4字目とする。目次は、編、章、節などの区別のあつた場合には必ずつけることになっている。他の法令を改正するための法令には通常目次を付さない。目次の初字の位置は第1次目とする。

本則とは附則以外の部分を指し、ここにはその法令が目的とする事項の實質的規定が盛り込まれる。本則は、ごく簡単なものは別として、条からなるものが通例である。項は1つの条をさらに区別する必要がある場合に立てる。法文の内容上項を別に立てるほどではない場合は項の中で文章を2つ、または3つに分ける場合がある。前者の場合、前の方の規定(第1文)を前段、第2文を後段と呼ぶ。後者の場合をそれぞれ前段、中段、後段と呼ぶ。後段が「ただし」ではじまる場合には「ただし」以下をただし書、他方、前段を本文と呼ぶ。条の配字は第1字目から「第何条 何々々」というようにし、条中の項は第2項から項の前に算用数字で表示する。その位置はその項の第1行目第1字目とし、本文は条の場合と同じく1字ありて書き出す。なお第1項には項番号をつけない。

編、章、節、款、自の区別のうち最も多く使われるものは章である。章の中の小分類には節を、節の中の小分類には款を使い、款の細分には目を使い、また特に条文数の多い大法典には章の分類の上に編を置く。章名の初字は第4字目とし、編名の初字はその1字上がり、節名の初字は章名の1字下がりとする。款名と目名はさらに1字づつ下がる。

号は条または項の中で事物の名称などの列記に用い、漢数字で表わし、その配字は、条の第1字目から1字下がりとする。号の中にさらに列記の必要があれば、イ、ロ、ハを用いる。配字は号の第1字目からさらに1字下がりとする。

見出しは1条ごとにつけるのが普通であるが、連続する2つ以上の条文が同じ範疇に属する事項を規定する場合には前の条文にまとめてつけることができる。なお見出しは附則が項のみを区別された場合は項にもつけることができる。

一部改正令の構造 改正令には改正を目的とする法令の本則において行なう場合とこの附則において行なう場合がある。前者はその法令が既存の法令の改正を目的(少くとも目的の一つ)とする法令である場合、後者は新たな法規の制定または規定の改廃を目的とする法令がある場合に、これに伴って既存の法令を改正する必要がある場合には行なわれる(資料1の附則参照)。

一部改正令には公布文に続いて法令の一部を改正する旨の柱書がつけられ、次に改正の内容と規定する柱書が並ぶ。改正の柱(改正文)の中に指示語、例えば、「次のように改める」がある場合、指示語の指す法律文(以下指示対象法律文と呼ぶ)が次の柱の直前まで続く。指示語の示す法律文は新しい法令の一部となるものであるが、被改正令と同じ形式、例えば、改行や配字を保存している。

本報告では、被改正令については、附則を考慮せず、本則の区分は章、条、項、号のみを考慮する。一部改正令については、既存の法律をその本則において改正する場合に限る。また法令が表を含む場合は考慮しない。

9頁に法令の一部と資料として示す。

2. 法令改正システム

法令改正システムは、被改正令の構造決定、一部改正令の解釈、新しい法令の生成と生成経過の蓄積、その出力の4つのプログラムからなる。

2.1 被改正令の構造の決定

被改正令の構造決定は法令の要素である法令番号、公布文、題名、目次、本則（本則の区分）、附則の識別と要素を階層構造に構成することからなる。

要素の識別 識別は法令中で出現する特定の位置（配字）と構造の鍵となる重要語を考慮したパターンによる。要素の先頭と決定するパターンを次に示す。

図1

公布文	□ARB▽をここに公布する。▽□□-----	(1)
法令番号	'法律' '第' 漢数 '号' □-----	(2)
題名	□□□ARB□□-----	(3)
目次	'目次' □□-----	(4)
章	□□□'第' 漢数 '章' ('の' 漢数 空連系) □ARB□-----□	(5)
条	'第' 漢数 '条' ('の' 漢数 空連系) □-----	(6)
項	算数 □ARB□-----	(7)
号	□漢数 □ARB□-----	(8)
見出し	□ ' ('ARB') ' □□-----	(9)
付則	□□□ '付則' -----	(10)

上図において□は空白、ARBは任意の文字列、▽は文字列パターンを示す。
漢数パターンは次のように定義する。すなわち、漢数 = 漢数字 * 漢数。漢数字 = '一' | '二' | ... | '十' | '百' | '千'。算数も算用数字から同様に定義する。章名と条名には「第何条」の他に、「第何条の四」という場合もある（図1.5, 6）。条・項号（条文）の終りは句点と、1個以上の空白によるか、次の条文のはじめの直前として定まる。

被改正令の内部表現 被改正令を表現するアレーの構成と本則の各要素のデータ構造を次に示す。図2が識別記号、例えば、「S43H097」は昭和四十三年法律第九十七号を意味する。識別記号とポイント以外のアレーはすべて入力法令文から識別された文字列（漢字コード）である。条ユニットの項ポイントは、条文には少なくとも1つ項があることに対応する。才1項の項名は空連系である。識別記号は各ユニットを指定するものである。章に題名があれば章名フィールドに章番号とともに入る。目次アレーには入力目次がその体裁のまま保存される。

図2

被改正令アレー	章ユニット	条ユニット	項ユニット	号ユニット	目次ユニット
法令識別記号	章識別記号	条識別記号	項識別記号	号識別記号	'目次'
公布文	章名(章番号・題名)	条名(条番号)	項名(項番号)	号名(号番号)	'第一章' 総則(---)
法律番号	先頭の条へのポイント	先頭の項へのポイント	本文(条文)	本文(条文)	'第二章' □-----
題名	次の項のポイント	次の条へのポイント	次の項へのポイント	次の号へのポイント	-----
目次ポイント	改正歴	改正歴	号へのポイント		-----
本則(先頭の章へのポイント)	見出し				'付則'
付則					

被改正令は、結局、上述のような特殊な木構造（以下法令木と呼ぶ）を構成する。プログラム1は入力をレコードごつ処理してこの法令木を出力する。

2.2 一部改正令の解釈

改正令の解釈は、公布文、法令番号、改正する旨の柱書、改正の柱書の識別と意味の決定、指示対象法律文の識別と構造決定からなる。

改正の柱書(改正文)は1の単文か、並立する複数個の単文からなる。以下、単文を単位改正文と呼ぶ。単位改正文は、連用形(読点を伴う)または終止形(句点を伴う)の文末に立つ動詞、「改める」「加える」「削る」「～とする」「繰り上げる」「繰り下げる」(以下改正操作動詞と呼ぶ)と、動詞の前に立つ種々の修飾語(以下改正操作動詞修飾語と呼ぶ)とに従って次の文型に分類する。なお改正操作動詞修飾語は、(1)対象域語(被改正令木のユニットまたはフィールドを示す語)、(2)対象域修飾語(対象域語の内容を限定する語)、(3)改正対象文字列(対象域の本文の部分文字列)、(4)新文字列(改正対象文字列に代る文字列)、(5)指示語からなる。

図3

- 1.1 第二条及び第三条中「 α_1 」を「 β_1 」に改める。
- 1.2 目次中 「 α_1 」を「 β_1 」に、「 α_2 」を「 β_2 」に、……改める
- 1.3 第二条第一項第三号と次のように改める。
- 1.4 第二十八条の見出しを「 β 」に改める。
- 2.1 第二十八条中「 α 」の下に「 β 」を加える。/……、「 α 」の下に「 β 」を加える。
- 2.2 第二条中 「 α_1 」の下に「 β_1 」を、「 α_2 」の下に「 β_2 」を、……加える。
- 2.3 第十条第二項の前/次に次のように加える。
- 2.4 同条第四項の前/次に次の一号を加える。
- 2.5 同項に次のただし書を加える。
- 2.6 同項に後段として次のように加える。
- 2.7 同条に第一項として次の一項を加える。/
……、同上第一項として次の一項を加える。
- 3.1 同項ただし書と削る。
- 3.2 第四条中「 α 」を削る。/……、「 α 」を削る。
- 3.3 第六条中第二項と削る。
- 4.1 同条を第八条とする。
- 4.2 同条中第三項と第二項とする。
- 5.1 同条中第二項から第四項までと一項ずつ繰り上げる。
- 5.2 同条第二項から同条第四項までと一項ずつ繰り下げる。

対象域語は最も重要な動詞修飾語であるが、上例の他に次のものがある。すなわち、「第十八条(見出しを含む)第一条、第二条、及び第三条第一項」「同項第四号」など。「同」と前接する語は柱書の先頭には立たず、常に最も近い先行文に明示された対象域語を指示する。対象域語が欠く場合も同様である。対象域語は対象域修飾語とともに改正の対象(部分法令木)を決定するのに役立つ。それはシステムにより法令木検索のための記号列(以下、対象域)に変換される(図4)。

図4

- ▼ 第二条第二項第一号 ▼ 2J2K1G ▼ 第十五条の三第二項 ▼ 15.3J2K4G
- ▼ 第五条の見出し ▼ 5J4K4G3 ▼ 同条第四項 ▼ 15.3J4K4G
- ▼ 第一条から第三条まで ▼ 1J4K4G-3J4K4G
- ▼ 第四条(見出し及び各条名を除く) ▼ 4J4K4GX ▼ 目次 ▼ M

対象域語と対象域修飾語の間、さらに、改正操作動詞とその修飾語の間にはいくつかの共起制限がある。例えば、「第二条及び第三条の下に」とは言えず、他方、「一項つ」は「繰り上げる」、「繰り下げる」とのみ共起する。

改正操作動詞と改正関数 改正操作は、一方では、改正の及ぶ範囲が、章・条・項号とその名前や目次・ただし書の前段・後段の全体が、目次・条文の一部かで全部改正型か一部改正型に分類し、他方では、動詞の種類により改め型、加え型、削り型、とし型(名称変更型1)、繰り上げ下り型に分類する。

一部改正関数(文型 1.1, 1.2, 2.1, 2.2, 3.2 に対応)において、改め関数は、3つの引数を α , α_i , β_i とすれば、対象域 α の文字列のすべての部分文字列 α_i を文字列 β_i に置きかえる。他方、加え関数、削り関数は引数をそれぞれ (α , α , α_i , β_i), (α , α_i , NULL) とする改め関数で定義される。なお NULL は空連系。

全部改正関数においては、改め関数は対象域と指示対象法律文木へのポイント、加え関数は対象域、対象域修飾語、指示対象法律文木へのポイント、指示対象法律文木の名称(条名や号名など)を、削り関数は対象域名を、とし関数は対象域と名称を、繰り上げ下り関数は対象域と旧名称に加減される値をそれぞれ引数とする。

改正文の解釈 解釈は、結局、改正文を構成する単位改正文に対応する改正関数と引数と決定して関数呼び出し形式に変換し、単位改正文の数に等しい関数呼び出し形式からなる列に改正文を翻訳することに帰着する。

指示対象法律文の識別と構造決定 改正文に指示語の存在する場合、指示語が指示する法律文の認識は2つの連続する異なる改正文(柱書)の間にある文字列として行なう。その構造決定は、被改正令のそれと同様に行なつて法令木を得る。

プログラムでは一部改正令を1レコードずつ入力し、改正の柱書の数を等しい改正関数呼び出し列を出力する。図5に出力の例を示す。

図5

第一条第一項中「の排出」を「の排出等」に、「保護し、あわせて」を「保護するとともに、」に改め、同条第二項を削る。

```
FNC_2= FNC_ARS(ARG0_13797,ARG1_13798,ARG2_13799,ARG1_13874,ARG2_13875);
       FNC_KZ(ARG0_13981,ARG1_13982,ARG2_13983)
```

上例において、一部改正令の2番目の改正文が FNC_2 という名前の文字列に変換され、後者は2つの呼び出し形式からなる。FNC_ARS は一部改正改め関数に、FNC_KZ は全部改正削り関数に関係する。前者の第1引数は「第一条第一項」に対応する対象域 1J1K49 を、第2, 3, 4, 5 引数はそれぞれ「の排出」、「の排出等」、「保護し、あわせて」、「保護するとともに」に対応する漢字コードが入り、後者の第1引数には「同条第二項」に対応する対象域 1J2K49 が割り当てられる。残りの引数は未使用。

2.3. 法令の改正と改廃経過の蓄積

法令の改正と改廃経過の蓄積はプログラム2の出力である改正関数呼出し形式列について各改正関数ごとに評価実行し、法令木に対する改正操作を行ない、新しい法令に対応する法令木をつくることにある。

改正操作は、全部改正型では、ユニットに関わるものとして目次、章、条、項、号の追加・変更・廃止、フィールドについては、見出し、章名、条名、項名、号を全体、なごびに条文の中の前段・後段とどし書全体の改正、一部改正型では、目次、項番号のフィールドの内容(条文)の部分文字列の追加・変更・削除が行われる。

改正関数の評価において、すべての関数の引数となる対象域はFIND関数の引数となる。この関数はプログラム1の出力である法令木をポイントと識別記号を通じて検索し、対象のユニットへのポイントと、そのユニットを指しているユニットへのポイントとを知る。対象域が広がりをもつ場合(例えば、「3JØKØ年-5JØ年」)は、対象域のはじめのユニットへのポイントと終りのユニットへのポイントを得る。対象域が存在しないと判断される場合は、対象域未発見の情報とともに、存在しないと判断される直前に着目していたユニットへのポイントを得る。

改正経過に対する情報は、改正操作の実行と同時に実行される。改正歴フィールドに書き込まれる情報の例を次に示す。

図6

- (a) ○○○○見出し……全部改正、二十八条……一部改正、旧一項……二項に繰り下げ、一項……追加〔昭和四十五年法律第三百三十四号〕
- (b) ○○○○一項……一部改正、二項……削除〔昭和四十五年法律第三百三十四号〕

2.4. 新しい法令と改廃経過の出力

法律文と改廃経過の出力はPRINT関数による。この関数は引数と2つもち、第1引数は対象域、第2引数は改正経過の出力に対応する指号である。両引数とも指定されない場合は改正経過を附した全法律文が出力される。ここぞいう出力とは資料2に示す体裁が印刷するため改行コードとコントロールコードを附して磁気テープに出力するものをいう。

2.5. 入力と出力

法令の入力は、実際の法令の体裁に対応するように、目次、章、見出し、条、項、号の改行や配字を保存してあり、漢字31字(62バイト)を1行(1レコード)とする。1レコードは、実際は80バイトからなるが、プログラムの対象となるのは漢字列のみである。漢字コードはEXEKコード系(1文字2バイト)である。印刷された出力は1行30字である。漢字コードの例を次に示す。

図7

第十	二	条	第七	条	第一	項	又	は	第				
F314	F2FA	F2EE	F31A	7040	F314	F2F4	F31A	F314	F2ED	FA04	F540	760C	F314
八	条	第	一	項	の	規	定	に	よ	る	届	出	を
F2F5	F31A	F314	F2ED	FA04	760B	F482	F39C	7605	7629	762E	FA5E	F4CE	7636
した	者	は	、	そ	の	届	出	に	係	る	第	七	
7527	752F	FA56	760C	3835	752D	760B	FA5E	F4CE	7605	F451	762E	F314	F2F4
条	第	一	項	第	一	号	若	し	く	は	第	二	号
F31A	F314	F2ED	FA04	F314	F2ED	F310	F616	7527	751D	760C	F314	F2EE	F31D

3. 実験結果と考察

システムは SNOBOL4 言語を使用しており、約1300ステートメントからなる。標本に用いた被改正令のデータ量は約12800字(413レコード)、改正令のそれは約13400字(432レコード)である。計算機は東大計算機センターの HITAC 8800/8700 と端末から使った、コンパイル時間は約16秒、実行時間は約52秒であった。

磁気テープ上のデータからオフラインで漢字プリンタにより最終結果を得る。

実験結果は初期の成績を示していると考えられる。結果の一部を図8に示す。図において、改正文の最初の単位改正文により見出しが全部改まり、第2文により下線部(図8.6)2ヶ所に新しい字句が加わる。第3文「同条(見出し及び条名を除く。)」を同条第二項とし、「は、この条の第1項を第2項とする」と等しい。つまり、項エントの項番号を2に変えることに帰する。この時点でこの条の第1項がなくなり、第2項が条の先頭にたつ。次の単位改正文「同条の第1項と1つ次の1項を加える。」に対応する改正関数を評価すると、FIND関数は第1項の探索に失敗する。しかし失敗の時点での直前のエントへのポインタがわかっているので、そのポインタの指すエントの次の「次の1項」の指示対象法律文(ホ)が加えられる。図8.0には改正経過を除いてある。改正経過は図6.a と同一である。

図8

(a) 第二十八条の見出しを「(資料の提出の要求等)」に改め、同条中「ばい煙発生施設」の下に「若しくは粉じん発生施設」を、「ばい煙」の下に「若しくは粉じん」を加え、同条(見出し及び条名を除く。))を同条第二項とし、同条第一項として次の一項を加える。

厚生大臣及び通商産業大臣は、この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、関係地方公共団体の長に対し、必要な資料の提出及び説明を求めることができる。

(b) (関係行政機関の協力)

第二十八条 都道府県知事は、この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長又は関係地方公共団体の長に対し、ばい煙発生施設の状況等に関する資料の送付その他の協力を求め、又はばい煙による大気汚染の防止に関し意見を述べることができる。

(c) (資料の提出の要求等)

第二十八条 厚生大臣及び通商産業大臣は、この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、関係地方公共団体の長に対し、必要な資料の提出及び説明を求めることができる。

2 都道府県知事は、この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長又は関係地方公共団体の長に対し、ばい煙発生施設若しくは粉じん発生施設の状況等に関する資料の送付その他の協力を求め、又はばい煙若しくは粉じんによる大気汚染の防止に関し意見を述べることができる。

本報告の方法は附則による改正の場合にも適用できる。法令が表、例えば、健康保険法の標準報酬表を含む場合に付いては、表の入力形式と内部表現、特に、表の要素を指定するときの法令における用語と支型の研究が必要であるが、本質的には本報告の方法が使える。また本報告は1対の被改正令と改正令を対象としたが、複数の法令の場合、一方では旧な既存の法令のファイル、他方ではある程度に制定された法令(新制定法令と改正令)のファイルを対象とする場合は今後の研究課題である。

改廃経過検索については、今回の実験は着目する法令の全文の内容と改廃経過を問う実験と見ることが出来る。しかし、改正や削除を受ける旧い被改正対象(章条項等、部分文字列)は保存しないので、「改正前の第四条の内容を問う」、「50年以降の第五条の改廃経過の詳細を問う」などの質問には正しい応答を出せない。法令木の内部表現を、改正を受ける部分木をすべて保存し、検索可能にするよう改めることは容易である。改廃経過検索の他の法令検索への応用については、関係条文検索に関連し、同じ法令または異なる法令の中の異なる条文の間の引用参照の有無と種類(例えば適用や準用)の蓄積は本報告の方法は有効である。

プログラミング言語 SNOBOL4の日本語の処理への本格的利用は非常に少ない。この言語の既知の欠点、例えば、IF-THEN-ELSEやDOのこうした制御構造をもたず、多数のGOTOやラベルを作る必要、パターン照合が複雑で、使いこなすための十分な理解の必要、複雑な照合の際のメモリアーバ、プログラムの欠陥などにもかかわらず、その長所、例えば、パターンがバックス記法で定義でき、かつ変数に代入できること、再帰的パターンの定義の可能なこと、配列や表が扱え、しかも動的配列を作れること、データ構造が使用率により定義可能なこと、他の言語によるプログラムの関数の利用できること、実行中のコンパイル可能性などは本研究で有効であった。ただし、注意すべきは、SNOBOL4において文字は1バイトであるため、漢字は2文字からなる語として扱われなければならないが、また、文字列の照合については、照合の成功が文字列の1字のずれによるものかどうかのチェックを必要とし、有用な基本関数の利用が制限されることである。

最後に、本研究において終始有益な助言を得た計量計画研究所研究員木村睦子氏に謝意を表する。

文献

佐藤達夫編、『法制執務機要』学陽書房(1968)

Beard, J. J., *Information systems application in law. Annual review of Information sciences & technology, vol. 6, p.p. 369-396*

資料

9頁に実際の法令の一部、10頁に最終出力の第1頁を示す。

ただし、実際は、本報告で使った一部改正令(法律第百三十四号)よりも先に、同じ年に法律第百八号という改正令がある。後者は数行からなる法律なので実験に使わなかった。その故、後者による改正の影響の及ぶ部分については最終出力に先駆けが出る。目次の第四章が改正されてないのは、被改正令の目次が後者により「第四章 削除」と改められていることを前者が前提とするからである。

資料(2)

大気汚染防止法をここに公布する。

法律第九十七号

大気汚染防止法

目次

第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 ばい煙の排出の規制等(第三条-第十七条)

第二章の二 粉じんに関する規制(第十八条-第十八条の五)

第三章 自動車排出ガスに係る許容限度等(第十九条-第二十一条)

第四章 和解の仲介(第二十二条-第二十五条) 改正令百八号と空気に使わ

第五章 雑則(第二十六条-第三十二条) なりことによる失敗

第六章 罰則(第三十三条-第三十七条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、工場及び事業場における事業活動に伴って発生するばい煙の排出等を規制し、並びに自動車排出ガスに係る許容限度を定めること等により、大気の汚染に関し、国民の健康を保護するとともに、生活環境を保全するとともに、大気の汚染に関する紛争について和解の仲介の制度を設けることにより、その解決に資することを目的とする。

◎◎◎◎ 項一部改正 二項削除〔昭和四十五年法律第三百三十四号〕

(定義)

第二条 この法律において「ばい煙」とは、次の各号に掲げる物質をいう。

- 一 燃料その他の物の燃焼に伴い発生するいおう酸化物
- 二 燃料その他の物の燃焼又は熱源としての電気の使用に伴い発生するばいじん
- 三 物の燃焼、合成、分解その他の処理(機械的処理を除く。)に伴い発生する物質のうち、カドミウム、塩素、弗化水素、鉛その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある物質(第一号に掲げるものを除く。)で政令で定めるもの
- 2 この法律において「ばい煙発生施設」とは、工場又は事業場(鉱山保安法(昭和二十四年法律第七十号)第二条第二項本文に規定する鉱山を除く。以下同じ。)に設置される施設でばい煙を発生し、及び排出するもののうち、その施設から排出されるばい煙が大気の汚染の原因となるもので政令で定めるものをいう。
- 3 この法律において「ばい煙処理施設」とは、ばい煙発生施設において発生するばい煙を処理するための施設及びこれに附属する施設をいう。
- 4 この法律において「粉じん」とは、物の破砕、選別その他の機械的処理又はたい積に伴い発生し、又は飛散する物質をいう。
- 5 この法律において「粉じん発生施設」とは、工場又は事業場に設置される施設で粉じんを発生し、及び排出し、又は飛散させるもののうち、その施設から排出され、又は飛散する粉じんが大気の汚染の原因となるもので政令で定めるものをいう。
- 6 この法律において「自動車排出ガス」とは、自動車(道路運送車両法(昭和二十六年法律第八十五号)第二条第二項に規定す